入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年１２月２３日

東広島市長　髙垣 廣徳

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	防火水槽漏水修繕
（２）	物品・委託役務管理番号	18310082
（３）	物品委託役務内容	防火水槽について、排水作業及び下地調整のうえ、ケイ酸質系塗布防水材にて防水を施すもの。
（４）	納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和２年　２月２８日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島市福富町下竹仁１４２１番３
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
（10）	使用する契約約款	修繕請負契約約款
（11）	契約種別	総価契約
（12）	収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕＞備品・施設<小規模>修繕 建築類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

なし

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和元年１２月２３日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和元年１２月２３日～ 令和２年　1月２０日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和元年１２月２３日～ 令和２年　1月　6日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局　警防課 東広島市西条町助実１１７３番地１ 電話番号　082-422-5648　　／ファックス番号　082-422-7248 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和２年　1月　9日～ 令和２年　1月２０日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和２年　1月１６日～ 令和２年　1月１７日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和２年　1月２０日 午前１０時００分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（1）提出書類

書類の区分		提出書類（◯印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（2）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（3）提出期限
（4）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（5）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

防火水槽漏水修繕　仕様書

１　修繕名　　防火水槽漏水修繕

２　履行場所　東広島市福富町下竹仁１４２１番３

３　履行期間　契約締結日の翌日から令和２年２月２８日まで

４　修繕概要

防火水槽について、排水作業及び下地調整のうえ、ケイ酸質系塗布防水材にて防水を施すもの。

（１）適切に排水作業を行う。

（２）排水作業後、施工面積の確認を実施する。

（３）下地の状態を確認し、支障の箇所を発見した場合は適切な処置を実施する。

（４）ケイ酸質系塗布防水剤を内壁の底面及び側面に塗布する。

（５）外壁コンクリート浮き部の状態を確認し、斫り、防錆処理を実施する。

５　使用材料および数量等

ケイ酸質系塗布防水材：７２～９５ｋｇ（施工面積４８～６３㎡）

（参考）昭和電工建材（株）　セレガードＤＳ（1.5㎏/㎡）

６　修繕対象施設

東広島市福富町下竹仁１４２１番３

防火水槽（有蓋、コンクリート製、４０㎥）

７　位置図及び現況写真

別紙のとおり。

８　使用材料の仕様及び作業上の注意等

（１）使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した平成３１年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に定めるところによる。

（２）使用材料は５に示した参考品と同等以上の材料とし、記載材料以外を使用するときは、事前に発注者の承認を得ること。

（３）本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること。

９　事前見学等

修繕対象施設の事前確認は、事前に申し出た上で、令和元年１２月２７日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による

質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：令和２年１月６日）

10　その他

（１）本修繕の実施期間中、履行場所の周辺住民の安全に十分配慮すること。

（２）本修繕の作業日程は、あらかじめ発注担当課と協議すること。

（３）受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第１１条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。

（４）本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。

（５）防火水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

（６）本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。

（７）本修繕にあたり発生した廃棄物等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。

（８）修繕の各実施段階において、作業前・作業中・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注担当課が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。

（９）本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき理由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注担当課に報告の上、発注担当課の指示のもと復旧すること。

(10) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱（平成２１年東広島市訓令第４７号）（以下「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第５条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。

(11) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

(12) 仕様書に定めがない事項、その他本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

11　問い合わせ先

（１）発注担当課

東広島市消防局　警防課

東広島市西条町助実１１７３番地１

ＴＥＬ：０８２－４２２－５６４８

ＦＡＸ：０８２－４２２－７２４８

別紙

位置図

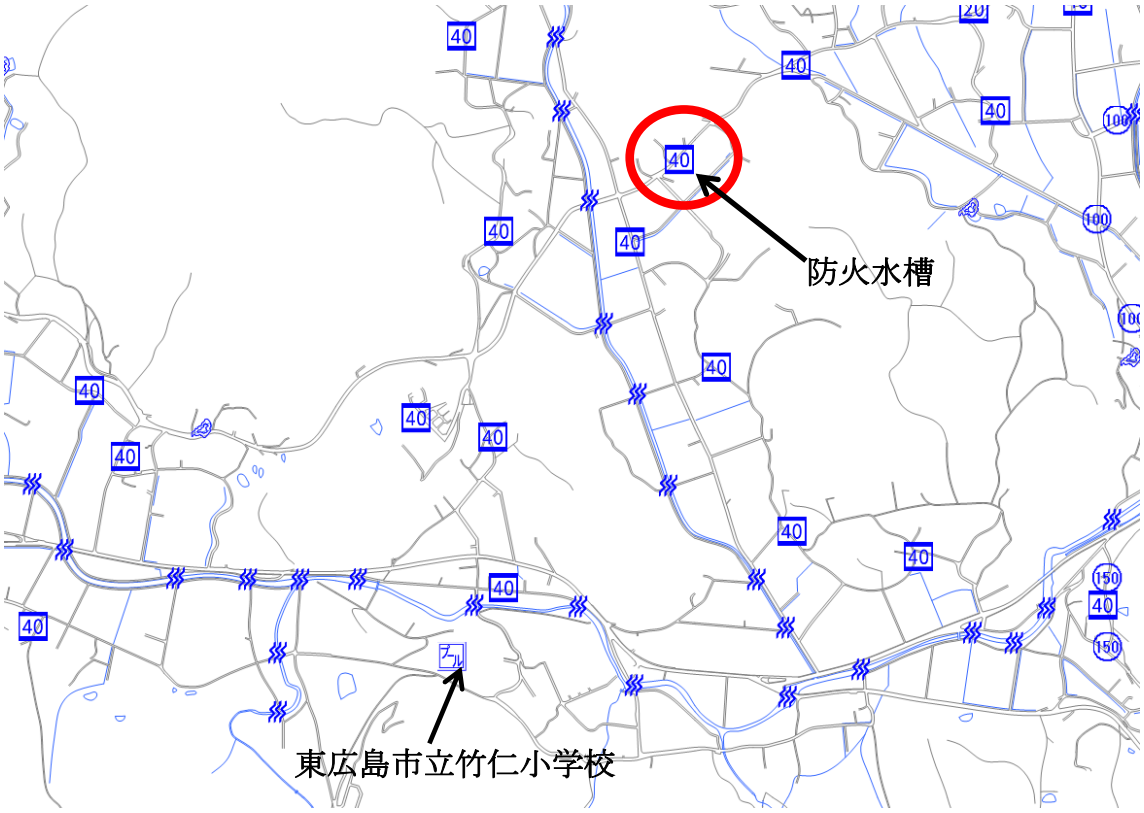

現況写真

①上部

②東側面

③西側及び南側面